

建技第 562 号  
平成 31 年 3 月 6 日

本庁関係各課長 様  
関係出先機関の長 様

建設技術企画課長

建設工事における新技術活用促進に関する実施要領等の一部改正について（通知）

このことについて、下記のとおり改正したので通知します。

#### 記

#### 1 改正した要領及び運用

- （1）建設工事における新技術活用促進に関する実施要領
- （2）「建設工事における新技術活用促進に関する実施要領」の運用

#### 2 改正内容

別添のとおり

担 当 交通基盤部建設支援局建設技術企画課技術調査班  
電話番号 054-221-2131

## 建設工事における新技術活用促進に関する実施要領等の改正について

(建設支援局建設技術企画課)

### 1 要旨

建設工事新技術活用評価委員会事務局（建設技術企画課）では、近年の社会ニーズに応じた優れた新技術の的確な現場導入を推進する取組を充実させるため、この度、建設工事における新技術活用促進に関する実施要領等に所要の改正を行う。

### 2 改正内容

#### (1) レベル 2 の定義を変更 「試験施工」⇒「活用可能な新技術」

(改正：「建設工事における新技術活用促進に関する実施要領」の運用1.1.②ほか)

- レベル 2 技術は、これまで「試験施工として実施する新技術」と定義してきたが、既に技術の成立性等を確認し、現場での活用が可能な技術と判断されることから、定義をより正確な表現「活用可能な新技術」に変更し、新技術の活用促進を図る。

活用区分	旧	新
レベル 3	一般工事で活用促進を図る新技術	建設工事で活用促進を図る新技術
レベル 2	試験施工として実施する新技術	活用可能な新技術
レベル 1	活用時に注意を要する新技術 (参考情報)	(変更なし)

#### (2) 新規の登録申請に対し、開発後の経過年数による要件を新設

(改正：建設工事における新技術活用促進に関する実施要領 5)

- 新技術情報データベースは、建設工事の発注者や受注者が、現場のニーズに応じた新技術を検索するツールとしての機能を有しているため、事務局は、最新の社会ニーズに応じた優れた新技術の情報提供に努める必要がある。
- このため、こうした機能をより充実させるため、新規登録申請が可能な新技術の要件として「開発した日の翌年度の 4 月 1 日から 10 年を経過していない技術」の要件を新たに付加する。

#### (3) 国土交通省 NETIS における提供情報を活用した審査業務の合理化

(改正：「建設工事における新技術活用促進に関する実施要領」の運用1.1.①)

- 国土交通省 NETIS において、既に「評価情報 (V・VE・VR)」として情報提供されている技術に対しては、事務局がこれまで一律行ってきた「新技術評価表 (案)」の作成を省略の上、本県のデータベース上で技術の情報提供を行うものとし、審査業務の合理化を図る。

## 建設工事における新技術活用促進に関する実施要領

平成 14 年 3 月  
平成 19 年 4 月  
平成 20 年 4 月  
平成 22 年 9 月  
平成 26 年 8 月  
平成 30 年 5 月  
平成 31 年 3 月

静岡県交通基盤部

## 1. 目的

建設分野を取り巻く諸課題の解決を図るためには、安全・安心に関する技術、建設コストの縮減に関する技術、生態系の保全・生息空間創造に関する技術及びリサイクル材の活用技術等、民間等で開発された有用な新技術、新工法（以下、「新技術」という。）を公共事業において積極的かつ円滑に活用していくことが重要である。

本取組は、このような観点から、広く民間等から新技術に係る情報を収集し、これらの新技術の有用性及び公共事業への適用性等に係る評価を行い、新技術の活用促進を図ることを目的とする。

## 2. 定義

この要領において新技術とは、民間等で開発された建設技術の中で、

- ① コストの縮減
- ② 工期の短縮
- ③ 品質の向上
- ④ 施工性の向上
- ⑤ 安全の確保
- ⑥ 環境への影響抑制
- ⑦ 景観への配慮
- ⑧ その他建設現場が抱える課題の解消

等、建設現場の生産性向上に資する技術で、現在の積算基準または、施工管理基準で規定されていない工法等の技術をいう。

## 3. 取組の概要

### (1) 「事務局」の設置

広く民間等の新技術を公共事業に活用するため、ホームページ等に申請方法について掲載し募集を行い、新技術情報データベースへの登録申請を受け付ける新技術登録窓口として事務局を交通基盤部建設支援局建設技術企画課に置く。

### (2) 「建設工事新技術活用評価委員会」の設置

事務局にて受け付けし作成した新技術の評価案について、新技術の有用性、公共事業への適用性等を評価し、活用区分（レベル1、2、3）の承認、および、活用効果調査の結果を基にレベル2から3への適否を判定するため、「建設工事新技術活用評価委員会」（以下、「新技術活用委員会」という。）を設置する。

### (3) 活用効果調査（レベル2）の実施

土木事務所等は、新技術活用委員会により「活用可能な技術」（レベル2）と評価さ

れたものを活用する場合は、各公共工事に新技術を採用することの可否について比較検討を行い、新技術の活用の妥当性を判断し、活用を行うことが有効で適切であると判断した場合、新技術の活用を図るものとする。

また、必要に応じ、本庁事業主管課へ活用について協議するものとする。

工事完了後に、新技術の活用効果、施工管理等に関する調査を行い、事務局に報告する。

新技術活用委員会は、事務局から報告のあった活用調査結果に基づき活用評価、施工管理基準等の整備の必要性について評価を行う。

交通基盤部建設支援局建設技術企画課は本庁事業主管課と連携し、試験施工の必要がある新技術について、積極的に活用できる体制を確保する。

#### (4) 評価結果等の提供

新技術の評価結果等を新技術情報データベースに掲載し、部内各課、土木事務所等に情報提供する。

また、必要に応じ、他部局、県下市町に対し情報の提供を行う。

#### (5) 新技術の積極的活用

交通基盤部建設支援局建設技術企画課は本庁事業主管課と連携し、有用な新技術について積極的に活用できる体制を確保し、適用条件を確認のうえ全県的な活用展開を図る。

### 4. 注意義務

新技術取扱いに関係する職員は、技術提供者に対して公正、中立性を保つなど、常に厳正な姿勢で対処し、疑惑や不信を招くことのないよう注意する。

### 5. 新技術の登録申請

#### (1) 対象とする技術

##### ① 新規登録の技術

新規登録する技術は、開発した日の翌年度の4月1日から10年を経過していない技術を対象とする。

##### ② 登録後、改善を行った技術

登録後、有意な改善を行った技術は、改善を行った日の翌年度の4月1日から10年を経過していない技術を対象とする。

#### (2) 新技術登録申請書及び新技術概要説明資料

新技術に係る登録申請は、新技術登録申請書及び以下の項目からなる新技術概要説明資料によるものとする。

- ① 新技術の名称、副題
- ② 新技術の分野、区分（工法・機械・材料・製品）、分類
- ③ 開発会社、問い合わせ先（会社名、担当者等）
- ④ 新技術の概要、特徴
- ⑤ 開発体制
- ⑥ 施工方法
- ⑦ 適用条件
- ⑧ 留意点及び課題と今後の開発計画
- ⑨ 施工実績
- ⑩ 特許、実用新案の有無
- ⑪ 建設技術評価等の有無
- ⑫ 第三者機関による証明の有無
- ⑬ 開発目標、従来との比較
- ⑭ 施工単価等
- ⑮ 実験状況
- ⑯ 添付資料

（3）登録申請を受ける場所等

- ① 登録申請は、交通基盤部建設支援局建設技術企画課に設置している新技術登録窓口で受ける。
- ② 申請された「新技術登録申請書」「新技術概要説明資料」のとりまとめは、新技術活用委員会事務局が行う。
- ③ 新技術活用委員会事務局は、申請された「新技術概要説明資料」の技術情報を新技術情報データベースに登録する。

建設工事における新技術活用促進に関する実施要領

**【改正箇所 新旧対照表】**

平成 31 年 3 月

静岡県



1. 目的

建設分野を取り巻く諸課題の解決を図るためには、安全・安心に関する技術、建設コストの縮減に関する技術、生態系の保全・生息空間創造に関する技術及びびりサイクル材の活用技術等、民間等で開発された有用な新技術、新工法（以下、「新技術」という。）を公共事業において積極的かつ円滑に活用していくことが重要である。

本取り組みは、このような観点から、広く民間等から新技術に係る情報を収集し、これらの新技術の有用性及び公共事業への適用性等に係る評価を行い、新技術の活用促進を図ることを目的とする。

2. 定義

この要領において新技術とは、民間等で開発された建設技術の中で、

- ① 省資源・省エネルギー
  - ② 環境への影響抑制
  - ③ リサイクル性向上
  - ④ コスト削減対策
  - ⑤ 工事における品質確保
  - ⑥ 工事現場が抱える技術的課題の解消
- 等、建設工事の発展に資する新技術で、現在の積算基準または、施工管理基準で規定されていない工法等の技術をいう。

1. 目的

建設分野を取り巻く諸課題の解決を図るためには、安全・安心に関する技術、建設コストの縮減に関する技術、生態系の保全・生息空間創造に関する技術及びびりサイクル材の活用技術等、民間等で開発された有用な新技術、新工法（以下、「新技術」という。）を公共事業において積極的かつ円滑に活用していくことが重要である。

本取組は、このような観点から、広く民間等から新技術に係る情報を収集し、これらの新技術の有用性及び公共事業への適用性等に係る評価を行い、新技術の活用促進を図ることを目的とする。

2. 定義

この要領において新技術とは、民間等で開発された建設技術の中で、

- ① コストの縮減
  - ② 工期の短縮
  - ③ 品質の向上
  - ④ 施工性の向上
  - ⑤ 安全の確保
  - ⑥ 環境への影響抑制
  - ⑦ 景観への配慮
  - ⑧ その他建設現場が抱える課題の解消
- 等、建設現場の生産性向上に資する技術で、現在の積算基準または、施工管理基準で規定されていない工法等の技術をいう。

3. 取組の概要

(1) 「事務局」の設置  
 広く民間等の新技術を公共事業に活用するため、ホームページ等に申請方法について掲載し募集を行い、新技術情報データベースへの登録申請を受け付ける新技術登録窓口として事務局を交通基盤部建設支援局建設技術企画課に置く。

(2) 「建設工事新技術活用評価委員会」の設置  
 事務局にて受け付けし作成した新技術の評価案について、新技術の有用性、公共事業への適用性等を評価し、活用区分（レベル1、2、3）の承認、および、試験施工結果を基にレベル2から3への適否を判定するため、「建設工事新技術活用評価委員会」（以下、「新技術活用委員会」という。）を設置する。

(3) 試験施工（レベル2）の実施  
 土木事務所等は、新技術活用委員会により試験施工（レベル2）と評価されたものを活用する場合は、各公共工事に新技術を採用することの可否について比較検討を行い、新技術の活用の妥当性を判断し、活用を行うことが有効で適切であると判断した場合、新技術の活用を図るものとする。

3. 取組の概要

(1) 「事務局」の設置  
 広く民間等の新技術を公共事業に活用するため、ホームページ等に申請方法について掲載し募集を行い、新技術情報データベースへの登録申請を受け付ける新技術登録窓口として事務局を交通基盤部建設支援局建設技術企画課に置く。

(2) 「建設工事新技術活用評価委員会」の設置  
 事務局にて受け付けし作成した新技術の評価案について、新技術の有用性、公共事業への適用性等を評価し、活用区分（レベル1、2、3）の承認、および、活用効果調査の結果を基にレベル2から3への適否を判定するため、「建設工事新技術活用評価委員会」（以下、「新技術活用委員会」という。）を設置する。

(3) 活用効果調査（レベル2）の実施  
 土木事務所等は、新技術活用委員会により「活用可能な技術」（レベル2）と評価されたものを活用する場合は、各公共工事に新技術を採用することの可否について比較検討を行い、新技術の活用の妥当性を判断し、活用を行うことが有効で適切であると判断した場合、新技術の活用を図るものとする。

新旧対照表

改正前	改正後
<p>また、必要に応じ、本庁事業主管課へ活用について協議するものとする。</p> <p>工事完了後に、新技術の活用効果、施工管理等に関する調査を行い、事務局に報告する。</p> <p>新技術活用委員会は、事務局から報告のあった活用調査結果に基づき活用評価、施工管理基準等の整備の必要性について評価を行う。</p> <p>交通基盤部建設支援局建設技術企画課は本庁事業主管課と連携し、<u>試験施工</u>の必要がある新技術について、積極的に活用できる体制を確保する。</p> <p>(4) 評価結果等の提供 新技術の評価結果等を新技術情報データベースに掲載し、部内各課、土木事務所等に情報提供する。 また、必要に応じ、他部局、県下市町に対し情報の提供を行う。</p> <p>(5) 新技術の積極的活用 交通基盤部建設支援局建設技術企画課は本庁事業主管課と連携し、有用な新技術について積極的に活用できる体制を確保し、適用条件を確認のうえ全体的な活用展開を図る。</p> <p>4. 注意義務 新技術取扱いに関係する職員は、技術提供者に対して公正、中立性を保つなど、常に厳正な姿勢で対処し、疑惑や不信を招くことのないよう注意する。</p> <p>5. 新技術の登録申請</p>	<p>また、必要に応じ、本庁事業主管課へ活用について協議するものとする。</p> <p>工事完了後に、新技術の活用効果、施工管理等に関する調査を行い、事務局に報告する。</p> <p>新技術活用委員会は、事務局から報告のあった活用調査結果に基づき活用評価、施工管理基準等の整備の必要性について評価を行う。</p> <p>交通基盤部建設支援局建設技術企画課は本庁事業主管課と連携し、<u>試験施工</u>の必要がある新技術について、積極的に活用できる体制を確保する。</p> <p>(4) 評価結果等の提供 新技術の評価結果等を新技術情報データベースに掲載し、部内各課、土木事務所等に情報提供する。 また、必要に応じ、他部局、県下市町に対し情報の提供を行う。</p> <p>(5) 新技術の積極的活用 交通基盤部建設支援局建設技術企画課は本庁事業主管課と連携し、有用な新技術について積極的に活用できる体制を確保し、適用条件を確認のうえ全体的な活用展開を図る。</p> <p>4. 注意義務 新技術取扱いに関係する職員は、技術提供者に対して公正、中立性を保つなど、常に厳正な姿勢で対処し、疑惑や不信を招くことのないよう注意する。</p> <p>5. 新技術の登録申請</p> <p><u>(1) 対象とする技術</u> <u>① 新規登録の技術</u> <u>新規登録する技術は、開発した日の翌年度の4月1日から10年を経過していない技術を対象とする。</u> <u>② 登録後、改善を行った技術</u> <u>登録後、有意な改善を行った技術は、改善を行った日の翌年度の4月1日から10年を経過していない技術を対象とする。</u></p>
<p>(1) 新技術登録申請書及び新技術概要説明資料 新技術に係る登録申請は、新技術登録申請書及び以下の項目からなる新技術概要説明資料によるものとする。</p> <p>① 新技術の名称、副題 ② 新技術の分野、区分（工法・機械・材料・製品）、分類 ③ 開発会社、問い合わせ先（会社名、担当者等） ④ 新技術の概要、特徴 ⑤ 開発体制 ⑥ 施工方法 ⑦ 適用条件</p>	<p>(2) 新技術登録申請書及び新技術概要説明資料 新技術に係る登録申請は、新技術登録申請書及び以下の項目からなる新技術概要説明資料によるものとする。</p> <p>① 新技術の名称、副題 ② 新技術の分野、区分（工法・機械・材料・製品）、分類 ③ 開発会社、問い合わせ先（会社名、担当者等） ④ 新技術の概要、特徴 ⑤ 開発体制 ⑥ 施工方法 ⑦ 適用条件</p>

新旧対照表

改正前	改正後
<p>⑧ 留意点及び課題と今後の開発計画</p> <p>⑨ 施工実績</p> <p>⑩ 特許、実用新案の有無</p> <p>⑪ 建設技術評価等の有無</p> <p>⑫ 第三者機関による証明の有無</p> <p>⑬ 開発目標、従来との比較</p> <p>⑭ 施工単価等</p> <p>⑮ 実験状況</p> <p>⑯ 添付資料</p> <p>(2) 登録申請を受ける場所等</p> <p>① 登録申請は、交通基盤部建設技術企画課に設置している新技術登録窓口で受ける。</p> <p>② 申請された「新技術登録申請書」「新技術概要説明資料」のとりまとめは、新技術活用委員会事務局が行う。</p> <p>③ 新技術活用委員会事務局は、申請された「新技術概要説明資料」の技術情報を新技術情報データベースに登録する。</p>	<p>⑧ 留意点及び課題と今後の開発計画</p> <p>⑨ 施工実績</p> <p>⑩ 特許、実用新案の有無</p> <p>⑪ 建設技術評価等の有無</p> <p>⑫ 第三者機関による証明の有無</p> <p>⑬ 開発目標、従来との比較</p> <p>⑭ 施工単価等</p> <p>⑮ 実験状況</p> <p>⑯ 添付資料</p> <p><b>(3)</b> 登録申請を受ける場所等</p> <p>① 登録申請は、交通基盤部建設技術企画課に設置している新技術登録窓口で受ける。</p> <p>② 申請された「新技術登録申請書」「新技術概要説明資料」のとりまとめは、新技術活用委員会事務局が行う。</p> <p>③ 新技術活用委員会事務局は、申請された「新技術概要説明資料」の技術情報を新技術情報データベースに登録する。</p>

## 「建設工事における新技術活用促進に関する実施要領」の運用

「建設工事における新技術活用促進に関する実施要領」の運用を次のように定める。

### 1. 新技術の評価

#### 1. 1 登録時の評価

- ① 事務局は登録された新技術の登録時の新技術評価表(案) (別添様式-10)を作成し、新技術活用委員会に提出する。なお、国土交通省の新技術情報提供システム (NETIS) において「評価情報」として情報提供されている新技術については、新技術評価表(案)の作成を省略することができる。
- ② 新技術活用委員会は事務局から提出された新技術評価表(案)に基づき行った評価についての承認を行う。ここで評価とは、技術の成立性、現場での適用性、従来技術と比較した優位性、積算資料、施工管理基準の整備状況等を整理し、下記の活用の区分を定めることをいう。

#### 【活用の区分】

- 「建設工事で活用促進を図る新技術(レベル3)」  
県の工事で一般に活用促進を図る新技術
  - 「活用可能な新技術(レベル2)」  
現場での適用性、活用の効果、施工管理基準の整備等を検証する必要がある新技術
  - 「活用時に注意を要する新技術(レベル1)(参考情報)」  
全国での施工実績がない新技術
- ③ 新技術の評価は、新技術評価表(案)に基づき「技術の成立性の確認」「実地条件下での適用性の確認」の2段階で行う。
    - (1) 技術の成立性の確認  
当該新技術の理論的な根拠及び新技術を構成する要素が立証されているか否か(技術の成立性の可否)を、登録申請書等で確認する。  
技術の成立性が確認できない技術は評価を終了し、登録申請書の修正及び追加資料の提出等を申請業者に通知する。
    - (2) 実地条件下での適用性の確認  
技術の成立性が確認された新技術は、「実地条件下での適用性の確認」を行う。  
当該新技術に関する適用条件(自然条件及び現場条件)及び品質・出来形が、登録申請書、活用調査書等において明らかになっているか否か(現場での適用性)を確認する。  
また、当該新技術の活用の効果について確認する。  
実地条件下での適用性等について、資料が不足している等、データの蓄積が必要な場合は「活用可能な新技術(レベル2)」と判定する。  
その他の新技術は「建設工事で活用促進を図る新技術(レベル3)」と判定する。
  - ④ 全国での施工実績数がない場合は、レベル1(参考情報)(活用時に注意を要する)とす

る。ただし、第三者機関等による技術審査（国土交通省の新技术情報システム（NETIS）に係る審査を含む）を受けている場合にはこの限りではない。

- ⑤ 国土交通省において暫定歩掛が策定済みであるもの、国土交通省の新技术情報提供システム（NETIS）において「評価情報」として情報提供されているものの活用区分は、レベル3とする。
- ⑥ 評価を迅速にするために、建設工事新技术活用評価委員会及び幹事会の構成員の決裁を得ることで、委員会・幹事会の開催に替えることができる。
- ⑦ 事務局は、登録時の新技术評価結果を新技术情報データベースに登録する。
- ⑧ 登録のためのヒアリング及び審査は、必要に応じ随時実施するものとする。

#### 1. 2 活用後の評価

- ① 事務局は、活用されたレベル2及びレベル1の新技术の活用調査結果のとりまとめ（別添様式-8,9）を行い、これを基に活用後の新技术評価表（案）（別添様式-10）を作成し、新技术活用委員会に提出する。
- ② 新技术活用委員会は事務局から提出された新技术評価表（案）に基づき評価を行う。ここで評価とは1. 1③の【活用の区分】の見直しを行うことである。
- ③ 事務局は、活用後の新技术評価結果を新技术情報データベースに登録する。

#### 2. 新技术の活用

各土木事務所等は、公共工事のコスト縮減・品質向上など建設分野の諸課題の解決を図る観点に立ち、新技术活用委員会の評価を踏まえ、各公共工事に新技术を採用することの可否について比較検討を行い、新技术の活用の妥当性を判断し、活用を行うことが有効で適切であると判断した場合、新技术の活用を図る。

新技术活用委員会で評価された新技术を現場に導入する場合には、当該新技术の活用の区分に応じて工事を実施する。

工事完了後は、事務局より別途依頼する様式（活用実績一覧表）に必要事項を記入し、事務局に提出するものとする。

#### 3. 新技术活用調査（レベル2登録技術）

レベル2に登録されている技術は、現場での適用性、活用の効果、施工管理基準の整備等を検証するため、土木事務所等は、活用した新技术について、活用調査を行う。

当該土木事務所等は、活用調査及び同調査のとりまとめを行い、活用調査結果（別添様式-1,2,3,4,5,6,7）を事務局に提出する。

活用調査を行う対象工事に該当するものとして、発注時に設計図書により工法を指定する場合（発注者指定型）や、契約後に受注者からの提案技術により設計変更を行う場合（施工者希望型）等を想定する。

ただし、以下の項目に該当する場合には、活用調査結果の提出を省略できるものとする。

- ・建設技術審査証明（国土技術研究センター、土木研究センター等）を取得済みの技術。

- ・受注者の任意施工など、設計図書に定めがない工法で、設計変更を伴わないもの。
- ・その他、事務局との協議等により提出を省略できると判断したもの。

### 3. 1 活用調査の方法

#### ① 活用の効果調査

新技術を活用したことにより明らかとなった効果を把握するため、調査対象の新技術に応じ、以下の6つの調査項目について活用の効果調査（別添様式-2）を行う。

- 経済性
- 工程
- 品質・出来形
- 安全性
- 施工性
- 環境

#### ② 施工管理調査

施工管理基準の整備が必要な新技術の活用にあたっては、測定項目及び規格値について適切な調査（別添様式-3）を行う。

#### ③ 追跡調査

新技術を活用した工事について、長期間にわたり構造物の性能、耐久性等を把握する必要がある場合、1～3年ごとに適切な調査（別添様式-7）を行う。（基本的には目視程度）

## 4. 新技術情報データベース

### 4. 1 登録技術情報の提供

事務局は、新技術情報、新技術評価結果情報等を新技術情報データベースに登録し、各事業主管課及び各土木事務所等に情報提供し共有化を行う。

また、他部局、県下市町等に対し、必要な情報の提供を行う。

### 4. 2 情報のメンテナンス

事務局は、新技術情報データベースに登録している以下の事項について情報の変更・更新を実施する。

- ① 開発者から情報の変更・更新があった場合
- ② 情報の提供を中止する場合
- ③ 新技術評価の変更・更新があった場合
- ④ 登録後3～5年毎に、事務局より申請者に更新についての確認依頼をし、回答がない場合は登録技術を削除するものとする。
- ⑤ 不測の事態（倒産等）により申請者と連絡が付かない場合は、協力会社等（技術担当窓口）から変更の申請を受けることができるものとする。

### 4. 3 提供情報の責任の所在

新技術情報データベースの情報に関しては以下のとおりとする。

- ① 開発者等の作成した新技術情報の内容に関し、静岡県は責任を負わないこと。

- ② 技術に関する問い合わせ、トラブル、苦情等は開発者が対応するものであること。
- ③ 当該技術情報は、技術に関する証明を付与するものではなく、新技術活用の参考として整理されたものであること。
- ④ 特許権等知的財産権については、関係法令に基づき取り扱われるものであること。

#### 附 則

この運用は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

平成 18 年 4 月 4 日 一部改訂

平成 20 年 4 月 1 日 一部改訂

平成 22 年 9 月 9 日 一部改訂

平成 26 年 8 月 26 日 一部改訂

平成 29 年 2 月 24 日 一部改訂

平成 31 年 3 月 6 日 一部改訂

活用調査表①

工事番号			
本庁事業課名	課	班	県登録番号
事務所名			技術名
事業名			開発会社名
担当課（支所）名			従来技術
施工箇所			施工会社名
工事概要			新技術の特徴
現場担当者名			最終契約額 千円
施工数量	従来技術		新工法
事後評価	評価点	新技術の評価	今後の課題
①	経済性	従来の技術と比較して、どうなのかを記入する。	今後どういう点を改善していったらよいかを記入する。
②	工 程	〃	〃
③	品 質	〃	〃
④	安全性	〃	〃
⑤	施工性	〃	〃
⑥	環 境	〃	〃
総合評価点		0	
<p>経済性</p> <p>工 程</p> <p>品 質</p> <p>安 全</p> <p>施 工 性</p> <p>環 境</p>		問題点	
		感想	

※評価点は従来技術と同程度を5点とした場合の点数とする。

評価点数表

様式-2

新技術名	従来技術名			
経済性	単位あたりの関係するコスト(施工費、維持管理費等)と従来技術を使った場合の概算コストを比較する。			
	従来技術	新技術	コスト差	
	コスト ( <input style="width:50px;" type="text"/> 当り )	円 <input style="width:50px;" type="text"/>	円 <input style="width:50px;" type="text"/>	円 <input style="width:50px;" type="text"/> 0
評価点 (小数点以下は四捨五入) = 基準点 × ( 1 + コスト差 / 従来技術コストの50% ) = 5 × ( 1 + <input style="width:50px;" type="text"/> / 0 ) = <span style="background-color:red; color:white; padding:2px;">#DIV/0!</span> (点)				
工程	従来技術と新技術の対応する施工サイクルについて、施工単位あたりの実施施工日数と従来技術の概算の施工日数を比較する。			
	従来技術	新技術	短縮日数	
	施工日数 ( <input style="width:50px;" type="text"/> 当り )	日 <input style="width:50px;" type="text"/>	日 <input style="width:50px;" type="text"/>	日 <input style="width:50px;" type="text"/> 0.00
評価点 (小数点以下は四捨五入) = 基準点 × ( 1 + 短縮日数 / 従来技術の施工日数の50% ) = 5 × ( 1 + 0.00 / 0.00 ) = <span style="background-color:red; color:white; padding:2px;">#DIV/0!</span> (点)				
品質・出来形	調査内容			
	・品質は向上するか	+1	(0)	-1
	・出来形・精度は向上するか	+1	(0)	-1
	・耐久性は向上するか	+1	(0)	-1
	・品質・出来形の管理項目は減少するか	+1	(0)	-1
	・品質・出来形の管理頻度は減少するか	+1	(0)	-1
評価点 = 基準点 × ( 1 + 合計点 / 調査内容数 ) = 5 × ( 1 + <input style="width:50px;" type="text"/> 0 / 5 ) = <span style="background-color:red; color:white; padding:2px;">5</span> (点)				
安全性	調査内容			
	・墜落・転落事故の危険性が減少するか	+1	(0)	-1
	・重機災害の危険性が減少するか	+1	(0)	-1
	・飛来・落下物災害の危険性が減少するか	+1	(0)	-1
	・作業環境が向上するか (暗がり、騒音、狭所作業の減少)	+1	(0)	-1
	・危険物等の取り扱いが減少するか	+1	(0)	-1
評価点 = 基準点 × ( 1 + 合計点 / 調査内容数 ) = 5 × ( 1 + <input style="width:50px;" type="text"/> 0 / 5 ) = <span style="background-color:red; color:white; padding:2px;">5</span> (点)				
施工性	調査内容			
	・現場での施工が減少するか	+1	(0)	-1
	・仮設工が減少するか	+1	(0)	-1
	・作業員の負担が減少するか	+1	(0)	-1
	・熟練度に依存した作業が減少するか	+1	(0)	-1
	・施工の機械化の程度は向上するか	+1	(0)	-1
評価点 = 基準点 × ( 1 + 合計点 / 調査内容数 ) = 5 × ( 1 + <input style="width:50px;" type="text"/> 0 / 5 ) = <span style="background-color:red; color:white; padding:2px;">5</span> (点)				
環境	調査内容			
	・周辺の大気汚染・土壌汚染・水質汚染が減少するか	+1	(0)	-1
	・騒音・振動・粉塵・交通規制等が減少するか	+1	(0)	-1
	・産業廃棄物の発生量は減少するか	+1	(0)	-1
	・周辺の自然・生態環境・景観との調和は向上するか	+1	(0)	-1
	・省エネルギー・省資源化が向上するか	+1	(0)	-1
評価点 = 基準点 × ( 1 + 合計点 / 調査内容数 ) = 5 × ( 1 + <input style="width:50px;" type="text"/> 0 / 5 ) = <span style="background-color:red; color:white; padding:2px;">5</span> (点)				
<p>経済性: 5 環境: 0 施工性: 0 品質・出来形: 0 安全性: 0</p>		※記入要領 ①「経済性」「工程」は従来技術との比較を単位あたりの数量で行う。 ②その他の調査内容に対する評価は3段階とし該当する番号に○印をつける。 従来技術に比べ優れている (+1) "    同等程度である (0) "    劣っている (-1) ③減点要素とも、加点要素とも判断のつかない場合は、0に○印をつけて合計点を算出する。 ④入力値は <input style="width:50px;" type="text"/> 箇所のみとする。		

活用調査表②

工事番号			
本庁事業課名	課	班	県登録番号
事務所名	事務所		技術名
事業名			現場担当者名
担当課（支所）名			
特記仕様書への記入事項			

出来形管理基準及び規格値			
運用した出来形管理基準及び規格値			
測定項目	規格値	測定基準	測定箇所
測定項目、規格値に対する評価			
品質管理基準及び規格値			
運用した品質管理基準及び規格値			
試験項目	試験方法	規格値	試験基準
測定項目、規格値に対する評価			

# 施工概要図①

工事番号

様式-4

## 平面図

- ・ 工事全体を表示する
- ・ 新技術・新工法施工内容を記入のこと

## 断面図

## 施工概要図②

工事番号

様式-5

本技術が把握できる図

# 作業状況写真

工事番号

様式-6

施工方法がわかるもの  
・カラーコピー可

施工方法がわかるもの  
・カラーコピー可

施工機械がわかるもの  
・カラーコピー可

工事全体がわかるもの  
・カラーコピー可

# 追跡調査表

様式-7

				中間／最終	1. 中間	2. 最終
記入者		施工後年数	年	中間報告回数	回目	
実施事務所						
施工数量						
担当事業課名						
活用後調査結果						
調査項目	新技術・新工法の調査結果			今後の方針		
経済性						
品質						
その他						

「建設工事における新技術活用促進に関する実施要領」の運用

**【改正箇所 新旧対照表】**

平成 31 年 3 月

静岡県



「建設工事における新技術活用促進に関する実施要領」の運用

「建設工事における新技術活用促進に関する実施要領」の運用を次のように定める。

1. 新技術の評価
  1. 1 登録時の評価
    - ① 事務局は、登録申請を受けた新技術(レベル 1)を新技術・新工法情報データベース（以下「新技術情報データベース」という）に登録する。必要により申請時に事業主管理課と併にヒアリングを行う。
    - ② 事務局は登録された新技術の登録時の新技術評価表(案)（別添様式・10）を作成し、建設工事新技術活用評価委員会（以下「新技術活用委員会」という）に提出する。
    - ③ 新技術活用委員会は事務局から提出された新技術評価表(案)に基づき行った評価についての承認を行う。ここで評価とは、技術の成立性、現場での適用性、従来技術と比較した優位性、積算資料、施工管理基準の整備状況等を整理し、下記の活用の区分を定めることを行う。

【活用の区分】

- 「一般工事で活用促進を図る新技術(レベル3)」  
 県の工事で一般に使用可能な新技術
- 「試験施工として実施する新技術(レベル2)」  
 現場での適用性、活用の効果、施工管理基準の整備等を検証する必要がある新技術
- 「活用時に注意を要する新技術（レベル1）（参考情報）」  
 受け付けは完了したが新技術活用委員会での評価承認が済んでいない新技術。又は、全国での施工実績がない新技術

④ 新技術の評価は、新技術評価表(案)に基づき「技術の成立性の確認」「実地条件下での適用性の確認」の2段階で行う。

(1) 技術の成立性の確認  
 当該新技術の理論的な根拠及び新技術を構成する要素が立証されているか否か（技術の成立性の可否）を、登録申請書等で確認する。

技術の成立性が確認できない技術は評価を終了し、登録申請書の修正及び追加資料の提出等を申請業者に通知する。

(2) 実地条件下での適用性の確認  
 技術の成立性が確認された新技術は、「実地条件下での適用性の確認」を行う。  
 当該新技術に関する適用条件（自然条件及び現場条件）及び品質・出来形が、登録申請書、活用調査書等において明らかになっているか否か（現場での適用性）を確認する。

また、当該新技術の活用効果について確認する。  
 実地条件下での適用性等について、資料が不足している等、データの蓄積が必要な場合は「試験施工として実施する新技術(レベル2)」と判定する。

「建設工事における新技術活用促進に関する実施要領」の運用

「建設工事における新技術活用促進に関する実施要領」の運用を次のように定める。

1. 新技術の評価
  1. 1 登録時の評価
    - ① 事務局は登録された新技術の登録時の新技術評価表(案)（別添様式・10）を作成し、新技術活用委員会に提出する。なお、国土交通省の新技術情報提供システム（NETIS）において「評価情報」として情報提供されている新技術については、新技術評価表(案)の作成を省略することができる。
    - ② 新技術活用委員会は事務局から提出された新技術評価表(案)に基づき行った評価についての承認を行う。ここで評価とは、技術の成立性、現場での適用性、従来技術と比較した優位性、積算資料、施工管理基準の整備状況等を整理し、下記の活用の区分を定めることを行う。

【活用の区分】

- 「建設工事で活用促進を図る新技術(レベル3)」  
 県の工事で一般に活用促進を図る新技術
- 「活用可能な新技術(レベル2)」  
 現場での適用性、活用の効果、施工管理基準の整備等を検証する必要がある新技術
- 「活用時に注意を要する新技術（レベル1）（参考情報）」  
 全国での施工実績がない新技術

③ 新技術の評価は、新技術評価表(案)に基づき「技術の成立性の確認」「実地条件下での適用性の確認」の2段階で行う。

(1) 技術の成立性の確認  
 当該新技術の理論的な根拠及び新技術を構成する要素が立証されているか否か（技術の成立性の可否）を、登録申請書等で確認する。

技術の成立性が確認できない技術は評価を終了し、登録申請書の修正及び追加資料の提出等を申請業者に通知する。

(2) 実地条件下での適用性の確認  
 技術の成立性が確認された新技術は、「実地条件下での適用性の確認」を行う。  
 当該新技術に関する適用条件（自然条件及び現場条件）及び品質・出来形が、登録申請書、活用調査書等において明らかになっているか否か（現場での適用性）を確認する。

また、当該新技術の活用効果について確認する。  
 実地条件下での適用性等について、資料が不足している等、データの蓄積が必要な場合は「活用可能な新技術(レベル2)」と判定する。

改正前	改正後
<p>その他の新技術は「一般工事で活用促進を図る新技術(レベル3)」と判定する。</p> <p>⑤ 全国での施工実績数がない場合は、レベル1(参考情報)(活用時に注意を要する)とする。ただし、第三者機関等による技術審査(国土交通省の新技術情報システム(NETIS)に係る審査を含む)を受けている場合にはこの限りではない。</p> <p>⑥ 国土交通省において暫定歩掛が策定済みであるもの、国土交通省の新技術情報提供システム(NETIS)の登録番号に「VE」が付与されたもの及び「有用な新技術(推奨技術、推奨奨励技術、活用促進技術、評価促進技術、設計比較対象技術及び少実績優良技術)」として指定されたものの活用区分は、レベル3とする。</p> <p>⑦ 評価を迅速にするために、建設工事新技術活用評価委員会及び幹事会の構成員の決裁を得ることで、委員会・幹事会の開催に替えることができる。</p> <p>⑧ 事務局は、登録時の新技術評価結果を新技術情報データベースに登録する。</p> <p>⑨ 登録のためのヒアリング及び審査は原則として年2回程度実施するものとする。</p> <p>1. 2 活用後の評価</p> <p>① 事務局は、試験施工を行った新技術の活用調査結果のとりまとめ(別添様式-8.9)を行い、これに基づき活用後の新技術評価表(案)(別添様式-10)を作成し、新技術活用委員会に提出する。</p> <p>② 新技術活用委員会は事務局から提出された新技術評価表(案)に基づき評価を行う。ここで評価とは1. 1③の【活用の区分】の見直しを行うことである。</p> <p>③ 事務局は、活用後の新技術評価結果を新技術情報データベースに登録する。</p> <p>2. 新技術の活用</p> <p>各土木事務所等は、公共工事のコスト削減・品質向上など建設分野の諸課題の解決を図る観点に立ち、新技術活用委員会の評価を踏まえ、各公共工事に新技術を採用することの可否について比較検討を行い、新技術の活用の妥当性を判断し、活用を行うことが有効で適切であると判断した場合、新技術の活用を図る。</p> <p>新技術活用委員会で評価された新技術を現場に導入する場合には、当該新技術の活用の区分に応じて工事を実施する。</p> <p>工事後は、事務局より別途依頼する様式(活用実績一覧表)に必要事項を記入し、事務局に提出するものとする。</p> <p>3. 新技術活用調査(レベル2登録技術)</p> <p>レベル2に登録されている技術は、<u>現場での適用性、活用の効果、施工管理基準の整備等を検証する</u>必要があるため、<u>試験施工を実施するものとし、試験施工を実施した土木事務所等は、活用した新技術について、活用調査を行う。</u></p> <p>当該土木事務所等は、活用調査及び同調査のとりまとめを行い、活用調査結果(別添様式-1,2,3,4,5,6,7)を事務局に提出する。</p> <p>ここでいう「試験施工」に該当するものとして、発注時に設計図書により工法を指定する場合(発注</p>	<p>その他の新技術は「<b>建設</b>工事で活用促進を図る新技術(レベル3)」と判定する。</p> <p>④ 全国での施工実績数がない場合は、レベル1(参考情報)(活用時に注意を要する)とする。ただし、第三者機関等による技術審査(国土交通省の新技術情報システム(NETIS)に係る審査を含む)を受けている場合にはこの限りではない。</p> <p>⑤ 国土交通省において暫定歩掛が策定済みであるもの、国土交通省の新技術情報提供システム(NETIS)において「<b>評価情報</b>」として<b>情報提供されているもの</b>の活用区分は、レベル3とする。</p> <p>⑥ 評価を迅速にするために、建設工事新技術活用評価委員会及び幹事会の構成員の決裁を得ることで、委員会・幹事会の開催に替えることができる。</p> <p>⑦ 事務局は、登録時の新技術評価結果を新技術情報データベースに登録する。</p> <p>⑧ 登録のためのヒアリング及び審査は、<b>必要に応じ随時</b>実施するものとする。</p> <p>1. 2 活用後の評価</p> <p>① 事務局は、<b>活用されたレベル2及びレベル1</b>の新技術の活用調査結果のとりまとめ(別添様式-8.9)を行い、これに基づき活用後の新技術評価表(案)(別添様式-10)を作成し、新技術活用委員会に提出する。</p> <p>② 新技術活用委員会は事務局から提出された新技術評価表(案)に基づき評価を行う。ここで評価とは1. 1③の【活用の区分】の見直しを行うことである。</p> <p>③ 事務局は、活用後の新技術評価結果を新技術情報データベースに登録する。</p> <p>2. 新技術の活用</p> <p>各土木事務所等は、公共工事のコスト削減・品質向上など建設分野の諸課題の解決を図る観点に立ち、新技術活用委員会の評価を踏まえ、各公共工事に新技術を採用することの可否について比較検討を行い、新技術の活用の妥当性を判断し、活用を行うことが有効で適切であると判断した場合、新技術の活用を図る。</p> <p>新技術活用委員会で評価された新技術を現場に導入する場合には、当該新技術の活用の区分に応じて工事を実施する。</p> <p>工事後は、事務局より別途依頼する様式(活用実績一覧表)に必要事項を記入し、事務局に提出するものとする。</p> <p>3. 新技術活用調査(レベル2登録技術)</p> <p>レベル2に登録されている技術は、<b>現場での適用性、活用の効果、施工管理基準の整備等を検証する</b>ため、<b>土木事務所等は、活用した新技術について、活用調査を行う。</b></p> <p>当該土木事務所等は、活用調査及び同調査のとりまとめを行い、活用調査結果(別添様式-1,2,3,4,5,6,7)を事務局に提出する。</p> <p><b>活用調査を行う対象工事に該当するものとして、</b>発注時に設計図書により工法を指定する場合(発注</p>

改正前	改正後
<p>者指定型) や、契約後に受注者からの提案技術により設計変更を行う場合 (施工者希望型) 等を想定する。</p> <p>ただし、以下の項目に該当する場合には、活用調査結果の提出を省略できるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国土交通省のNETISにおいて、評価済みの技術 (登録番号末尾:・VE) や有用な技術 (推奨技術、準推奨技術、活用促進技術、評価促進技術、設計比較対象技術及び少突建優良技術)</li> <li>・建設技術審査証明 (国土技術研究センター、土木研究センター等) を取得済みの技術。</li> <li>・受注者の任意施工など、設計図書に定めがない工法で、設計変更を伴わないもの。</li> <li>・その他、事務局との協議等により提出を省略できると判断したもの。</li> </ul> <p>3. 1 活用調査の方法</p> <p>① 活用の効果調査</p> <p>新技術を活用したことにより明らかとなった効果を把握するため、調査対象の新技術に応じ、以下の6つの調査項目について活用の効果調査 (別添様式-2) を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 経済性</li> <li>○ 工程</li> <li>○ 品質・出来形</li> <li>○ 安全性</li> <li>○ 施工性</li> <li>○ 環境</li> <li>○ 施工管理調査</li> </ul> <p>② 施工管理調査</p> <p>施工管理基準の整備が必要な新技術の活用には、測定項目及び規格値について適切な調査 (別添様式-3) を行う。</p> <p>③ 追跡調査</p> <p>新技術を活用した工事について、長期間にわたり構造物の性能、耐久性等を把握する必要がある場合、1～3年ごとに適切な調査 (別添様式-7) を行う。(基本的には目視程度)</p> <p>4. 新技術情報データベース</p> <p>4. 1 登録技術情報の提供</p> <p>事務局は、新技術情報、新技術評価結果情報等を新技術情報データベースに登録し、各事業主管課及び各土木事務所等に情報提供し共有化を行う。</p> <p>また、他部局、県下市町等に対し、必要な情報の提供を行う。</p> <p>4. 2 情報のメンテナンス</p> <p>事務局は、新技術情報データベースに登録している以下の事項について情報の変更・更新を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 開発者から情報の変更・更新があった場合</li> <li>② 情報の提供を中止する場合</li> <li>③ 新技術評価の変更・更新があった場合</li> <li>④ 登録後3～5年毎に、事務局より申請者に更新についての確認依頼をし、回答がない場合は登録技術を削除するものとする。</li> </ul>	<p>者指定型) や、契約後に受注者からの提案技術により設計変更を行う場合 (施工者希望型) 等を想定する。</p> <p>ただし、以下の項目に該当する場合には、活用調査結果の提出を省略できるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設技術審査証明 (国土技術研究センター、土木研究センター等) を取得済みの技術。</li> <li>・受注者の任意施工など、設計図書に定めがない工法で、設計変更を伴わないもの。</li> <li>・その他、事務局との協議等により提出を省略できると判断したもの。</li> </ul> <p>3. 1 活用調査の方法</p> <p>① 活用の効果調査</p> <p>新技術を活用したことにより明らかとなった効果を把握するため、調査対象の新技術に応じ、以下の6つの調査項目について活用の効果調査 (別添様式-2) を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 経済性</li> <li>○ 工程</li> <li>○ 品質・出来形</li> <li>○ 安全性</li> <li>○ 施工性</li> <li>○ 環境</li> <li>○ 施工管理調査</li> </ul> <p>② 施工管理調査</p> <p>施工管理基準の整備が必要な新技術の活用には、測定項目及び規格値について適切な調査 (別添様式-3) を行う。</p> <p>③ 追跡調査</p> <p>新技術を活用した工事について、長期間にわたり構造物の性能、耐久性等を把握する必要がある場合、1～3年ごとに適切な調査 (別添様式-7) を行う。(基本的には目視程度)</p> <p>4. 新技術情報データベース</p> <p>4. 1 登録技術情報の提供</p> <p>事務局は、新技術情報、新技術評価結果情報等を新技術情報データベースに登録し、各事業主管課及び各土木事務所等に情報提供し共有化を行う。</p> <p>また、他部局、県下市町等に対し、必要な情報の提供を行う。</p> <p>4. 2 情報のメンテナンス</p> <p>事務局は、新技術情報データベースに登録している以下の事項について情報の変更・更新を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑥ 開発者から情報の変更・更新があった場合</li> <li>⑦ 情報の提供を中止する場合</li> <li>⑧ 新技術評価の変更・更新があった場合</li> <li>⑨ 登録後3～5年毎に、事務局より申請者に更新についての確認依頼をし、回答がない場合は登録技術を削除するものとする。</li> </ul>

改正前	改正後
<p>⑤ 不測の事態（倒産等）により申請者と連絡が付かない場合は、協力会社等（技術担当窓口）から変更の申請を受けることができるものとする。</p> <p>4. 3 提供情報の責任の所在 新技術情報データベースの情報に関しては以下のとおりとする。</p> <p>① 開発者等の作成した新技術情報の内容に関し、静岡県は責任を負わないこと。 ② 技術に関する問い合わせ、トラブル、苦情等は開発者が対応するものであること。 ③ 当該技術情報は、技術に関する証明を付与するものではなく、新技術活用の参考として整理されたものであること。</p> <p>④ 特許権等知的財産権については、関係法令に基づき取り扱われるものであること。</p> <p>附 則 この運用は、平成16年4月1日から施行する。</p> <p>平成18年4月4日 一部改訂 平成20年4月1日 一部改訂 平成22年9月9日 一部改訂 平成26年8月26日 一部改訂 平成29年2月24日 一部改訂</p>	<p>⑥ 不測の事態（倒産等）により申請者と連絡が付かない場合は、協力会社等（技術担当窓口）から変更の申請を受けることができるものとする。</p> <p>4. 3 提供情報の責任の所在 新技術情報データベースの情報に関しては以下のとおりとする。</p> <p>⑤ 開発者等の作成した新技術情報の内容に関し、静岡県は責任を負わないこと。 ⑥ 技術に関する問い合わせ、トラブル、苦情等は開発者が対応するものであること。 ⑦ 当該技術情報は、技術に関する証明を付与するものではなく、新技術活用の参考として整理されたものであること。</p> <p>⑧ 特許権等知的財産権については、関係法令に基づき取り扱われるものであること。</p> <p>附 則 この運用は、平成16年4月1日から施行する。</p> <p>平成18年4月4日 一部改訂 平成20年4月1日 一部改訂 平成22年9月9日 一部改訂 平成26年8月26日 一部改訂 平成29年2月24日 一部改訂 <b>平成31年3月6日 一部改訂</b></p>